伊勢市協働の基本ルール

~ 多様な主体による協働のまちづくりを目指して~



平成 2 3 年 4 月 伊 勢 市

目 次

は	じ	めに	<u> </u>	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
こ	の)	レー	- ル	につ	しり	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
第	1 1	章	協	働の	理	念	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	第	1 飣	j	協働	ع	は	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	第	2 飣	j	協働	の	背	景	•	必	要	性	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	第	3 飣	j	期待	さ	ħ.	る?	効	果	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	第	4 餌	j	協働	の	形	態	及	び	担	ŀ١	手	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	第	5 餌	j	基本	姿	勢	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	第	6 餌	j	基本	原	則	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	•	7
	第	7 餌	j	協働	の	領地	域	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7	•	8
第	2 1	章	協	働の	基	盤	ブ	<	IJ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
	第	1 飣	j	意識	の	醸	戏	及	び	意	識	改	革	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
	第	2 飣	j	協働	の	担(۱.	手	ع	そ	の	現	状	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9	•	10
	第	3 飣	j	環境	の	整	備	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	11
第	3 🗓	章	協	働事	業	の	実	施	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12
	第	1 飣	j	プロ	セ	ス	(-	手	順)		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12	•	15
	第	2 飣	j	協働	の	手	法	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13	•	14
	第	3 飣	j	協働	の	評化	価	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15
				協働	の	手	順	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	16	•	17
第	4 1	章	協	働の	推	進Ⅰ	اتا	向	ゖ	て	•							•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		18
	第	1 飣	j	協働	の	推	進	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	18

資料

官民協働の主な事例 協働のチェックシート(例) 策定委員会設置要綱 策定委員名簿 策定委員会の経過 参考文献

はじめに

近年、人口減少・少子高齢化の進展、核家族化などの社会構造の変化により、地域のつながりが希薄化し、新たな地域課題が生まれています。

また、地方分権が進展する中、新たな動きとして地域主権の確立が進められており、 多くの市町村で、これまでのような行政主導ではなく「自分たちのまちは自分たちで つくる」という自己決定・自己責任の原則のもと、市民主体による協働のまちづくり の取り組みが始まっています。

サービスを提供される側である市民が自らサービスの担い手となることによって、 多様化する市民ニーズに応えるきめ細かなサービスが可能となります。つまり、「公 共をつくっていく」ことに市民の皆さんが主体的にかかわることで、参加する人や地 域に暮らす人々の満足度を高めることにつながっていきます。

そのためには、市民、地縁組織、市民活動団体、企業、大学等の地域における多様な主体が一緒になって発案し、行動していく必要があります。

伊勢市総合計画「みんなのまちの計画」には、市民が一体となって自らのまちを考え、その意思を政策に反映させることで、地方分権時代にふさわしい競争力を持った 地域づくり戦略を形成し、市民と行政が協働して実行することで生き生きしたまちを 実現することを基本理念に掲げています。

地域に暮らし活動する市民をはじめ、地縁組織、市民活動団体、企業、大学等は、 自ら地域課題を発見し、解決に取り組む意欲と実行力に溢れ、公共サービスの担い手 として大きな可能性を持っています。そして、この力を活かし、様々な分野において、 それぞれの主体性・自主性を尊重しあいながら協働していくことが大切です。

この「協働の基本ルール」は、市民、地縁組織、市民活動団体、企業、大学等と行政が協働で担う「新しい公共」の創出に向けて、それぞれの権利と責任のもとお互いを尊重し対等な立場で協働するためのルールを制度化するものです。



みんなで協働の木を育てよう!

このルールについて

策定の目的

このルールは、多様な主体が協働のまちづくりを目指して活動する時の基本的な考え方と、企画、実施していくための標準的な手順を示し、協働の効果を発揮し、より高い成果を得られる協働の推進を目的とするものです。

ルールという名称ではありますが、いわゆる規則として当事者それぞれの行動を拘束するものではなく、お互いが守り、尊重するべき内容と考えています。

利用者

このルールの利用者は、協働の主体となる市民等と行政です。 協働の形態には、官民協働、民民協働という組み合わせがあります。

用語の定義

*市民等 :市民、地縁組織、市民活動団体、企業、大学等

市民:本市に在住、勤務、在学するすべての個人

地縁組織 : 自治会、町内会、婦人会、子ども会、老人会等地域のつながり

を基本とした組織・団体

市民活動団体 : N P O 法人、ボランティアグループ、ボランティア団体等自発

的な社会貢献活動を行う組織・団体

企業 :会社、工場、商店、協同組合等

*中間支援組織:市民活動団体などの異なる組織間の連携を促したり、自立や課

題解決を促すための情報やノウハウの提供などの様々な活動

を行う主体

*官民協働:市民等(民間)と行政(官庁)の協働

*民民協働:市民等(民間)と市民等(民間)の協働

第1章 協働の理念

第1節 協働とは

「協働」という言葉が、まちづくりや地域社会を語る上で欠かせないキーワードになっています。

協働とは、それ自体が目的ではなく、「市民自治の実現や市民によりよい公共サービスを提供するための取組手法のひとつ」で、市民等や行政などの多様な主体が、得意分野や特徴を活かし、お互いの自主性を尊重しながら対等の立場で役割分担を行い支え合いながら活動することです。

協働により市民等と行政、市民等と市民等が、それぞれの課題、地域に即した事業のありかた、役割分担、そして効果的な連携をしながら、多様化する市民ニーズに応えることが可能となります。

協働は、目的でなく

手法なんだぁ!

第2節 協働の背景・必要性

社会状況が大きく変化する中で、子育て、教育、福祉、環境をはじめとした「公 共」の領域において解決すべき多様な課題が数多く存在しています。

地域主権の社会を実現していくには、市民が自主的に地域に関わり、地域を一番良く知る市民自らが積極的に取り組むことが効果的で重要となります。

従来、「公共」の領域は行政が担うものと考えられてきましたが、近年では、市民は「私」の問題だけでなく、「公共」の問題に積極的に関わり、自己実現と社会参画を図ってきました。また、同時に企業においても、地域に役立つ社会貢献活動や市民との連携を図っています。

行政により担われてきた「公共」の領域を、市民等がともに担う「新しい公共」として位置づけることは、地域課題を解決し、人間性豊かで創造的な地域社会をつくるために、とても重要なことです。

多様な主体の協働によって、それぞれが持っている知恵や資源を持ち寄り、責任と 役割を分担して協力し合いながら、一緒に課題解決に取り組んでいくことが必要です。

さらに、市民は活動を通して、自らの生きがいを見つけることや目標の実現を図る ことができるほか、郷土に対する愛着心を育むことにも繋がります。



第3節 期待される効果

多様な主体が協働を実践することで、次のような効果が期待できます。

市民満足度の向上

行政は画一的なサービスが基本ですが、協働により複雑・多様化する市民ニーズ に沿った、きめ細やかなサービスの提供が可能となり、市民満足度が向上します。

市民目線の行政

行政は、協働により、市民の目線で事業が実施でき、行政サービスの見直しと、 行政の効率的な運営が可能となります。

市民自治の推進

市民が、行政と協働して公益的な活動を行うことで、自治意識や地域課題解決能力が高まり、市民が自らの手でまちづくりを行う市民自治の推進につながります。

地域内連携の向上

市民等と市民等の協働による地域での事業の展開は、身近な地域の課題解決にとどまらず、地域のつながりや絆が強まり、地域内連携の向上にもつながります。

第4節 協働の形態及び担い手

市民等と行政の協働(官民協働)

市民等と行政が、共通目標を達成するために、対等の関係でそれぞれの特性を発揮しながら連携・協力し、役割を担い合い、相乗効果を発揮して、協働することでより大きな成果を生み出します。

また、市民等が行政と協働することで、安定的なサービスの提供や新たな活動の可能性を生み出すことも期待できるほか、公共の担い手としての社会的信用も高まります。

市民等と市民等の協働(民民協働)

行政以外でも、市民等と市民等が協働を行うことで、単独では取り組むことが難 しいサービスを提供することができます。

地域内における課題解決やサービスの提供には、問題意識を共有するその地域の市民が取り組み、より広範な社会的課題については、その課題を共有するエリアでの多様な主体が協働することで有効な手法となります。

第5節 基本姿勢

協働を進めるにあたっては、次のような姿勢で取り組みます。

市民等の姿勢

市民等は、積極的に公共に参加し様々な資源(知識・技術・施設・資金等)を提供することで、地域の課題解決に取り組みます。

また、行政との協働事業を実施する際には、公共を担うことの自覚をもち、適正な資金使途に努め、他の市民等に対しても説明責任を果たします。この際、事業の実施に際して知り得た個人情報等については守秘義務を守ります。

行政の姿勢

市民等が活動しやすい環境づくりのため、情報の提供、人材の育成など、市民活動の活性化につながる支援を行います。

また、行政内部の横断的な連携を図るなど、協働事業を積極的に推進します。

第6節 基本原則

立場の異なる多様な主体が、共通の目的・目標を共有し、お互いの特性を尊重し、活かし合いながら、企画の段階等から進めていくことに協働の意義と効果があります。 協働を実現するために、5つの原則に従って取り組みます。

(目的共有の原則)

何のために協働するのかという「目的」と、いつまでにどんな成果をあげるのかという「目標」と、事業遂行の「プロセス(過程)」を共有します。

(対等の原則)

協働の担い手は、共通の課題解決を図る当事者であり、対等の立場であることを絶えず心がけます。

(相互理解・補完性の原則)

日常生活や身の回りで発生する問題は、まず自分や家庭で解決を図り(自助)、 それでもできない場合は地域で(共助)、それでもできない場合は行政が解決する (公助)という「補完性の原則」を基本に、協働する組織の特性を相互に理解し、 役割分担を明確にして連携・協力します。

(公開・透明性の原則)

事業の実施主体は、公共サービスの提供者として、協働の過程や結果についての 情報を積極的に公開し、共有化を図ります。

(自主性の尊重)

多様な主体の柔軟性や即応性、専門性などの長所を十分活かすとともに、自主性を尊重します。

第7節 協働の領域

協働の対象となる公共の領域は、公益性があるものが前提となります。下図に示す 行政の責任と主体性によって独自に行う E の領域(例えば、各種公共事業、許認可、 行政処分等)以外の全てが協働の対象領域となります。

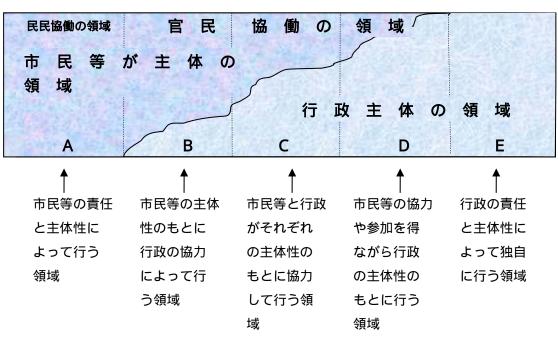
Aの部分が民民協働の領域で、市民等の責任と主体性によって行う領域です。

また、BCDの部分が官民協働の領域で、市民等が主体のもと行政の協力によって行う領域から、行政が主体で市民等の協力や参加を得ながら行う領域まで、協働の領域はさまざまあります。

どの領域で協働するかは、協働の手法を勘案してお互いに協議します。

協働にふさわしい領域には、きめ細やかな対応や地域性・専門性が求められる事業などがあります。

公共の領域(公益)



『時代が動くとき』(山岡義典著 ぎょうせい 1999年)をもとに作成 『2005 みえ パートナーシップ宣言 step!2』を参考に領域を曲線で表現しています。

協働領域の具体例

A 市民等の責任と主体性によって行う領域(民民協働)

市民等が自分たちでできるものは、お互いに力をあわせて住みやすい地域づくりのために取り組みます。

(例)子育てや高齢者の支援、環境保全活動や交流行事などの - 公益事業を、市民等の協働活動により展開します。

B 市民等の主体性のもとに行政の協力によって行う領域(官民協働)

市民等の自主活動意識の高まりから市民等自身が積極的に関わる事業で、例えば清掃活動などで、活動は市民等が行い、行政は必要な資材などの貸し出しや助成を行うといったものです。

(例)河川の清掃や道路沿いの花壇づくり、防犯パトロールなど、 - 公益性の高い民間事業に対して行政が支援を行います。____

C 市民等と行政がそれぞれの主体性のもとに協力して行う領域(官民協働) BとDの両方の側面をもつ事業です。

(例)市民等と行政が、企画運営を行う実行委員会で開催するイベント等があります。

D 市民等の協力や参加を得ながら行政の主体性のもとに行う領域(官民協働)

行政需要の拡大によって、市民等の協力や参加がなければ行政単独ではできなくなった事業です。

(例)高齢者対策として、行政は外出支援などのサービスを実施し、 市民等は声かけ運動などを行います。

また、行政は市民等の資源物回収などに対し助成金 を支出し、ゴミの減量化、資源化を推進します。

第2章 協働の基盤づくり

第1節 意識の醸成及び意識改革

協働のまちづくりは、行政や特定の市民等だけが担うものではなく、多様な主体や 行政が連携・協力することが不可欠です。

協働に対する理解と実践への意識を高めるためのあらゆる機会を通して啓発に努めます。

市民等の自治意識の醸成

「自分たちのまちは、自分たちでつくる」という自治意識を持ち、自ら関わって いくという自覚を持つことが大切です。

自分たちの住む地域をどのようなまちにしていきたいのか考え、地域社会の一員として地域づくりに関わり、自らの手で地域をつくっていこうという自治意識の醸成を図ります。

行政職員の意識改革

「公共」や「公益」を担うのは、行政職員だけでなく市民等との協働のうえに、成り立つという意識を持つことが重要です。

多様化するニーズに対応していくため、様々な分野の事業を見直し、市民等が公 共サービスに参入する機会を提供して、協働事業の拡大を図ります。

さらに、市民等の自治意識を尊重し、市民等との協働を通じて意識改革に努め、 地域課題を敏感に捉える力を磨き、職員としてのコミュニケーション力やコーディ ネート力を高めます。

第2節 協働の担い手とその現状

市民活動団体

当市には、市民活動団体が約270団体 (いせ市民活動センター登録団体・伊勢市社会福祉協議会ボランティア登録団体等)あり、福祉、環境、防災、まちづくり、子どもの健全育成、子育て支援などの様々な分野で、それぞれの目的や役割を果たすために活動しています。 平成22年5月現在



たくさんの登録を お待ちしています!

いせ市民活動センター マスコット「パルティ」

地縁組織

自治会や町内会のほか、老人会、婦人会など地域で生活することを縁として、つながりを持つこれらの組織は、地域での公益的活動を主体的に担っています。

なかでも、市内に173ある自治会 は、市民にとって最も身近な地縁組織であり、 地域を代表する重要な組織として協働を進めることにより、地域住民の加入促進に もつながり活動の幅も広がっていきます。

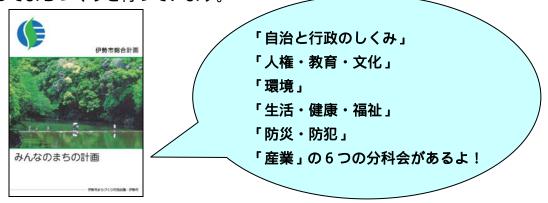
平成22年5月現在

まちづくり市民会議

市の総合計画「みんなのまちの計画」に「市民自治の実現」を基本理念として明記しています。

この計画は市の将来ビジョンで、平成 17 年 11 月の市町村合併時に策定された「新市建設計画」の内容を尊重しながら、まちづくり市民会議のメンバーが協働で策定しました。

現在は、6 つの分科会において市民等と行政がそれぞれの知恵を提供し合い協働してまちづくりを行っています。

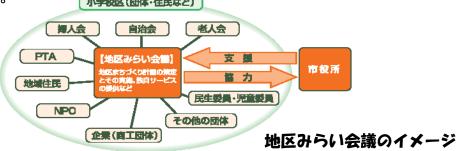


地区みらい会議

各地域が「自分たちの地域は自分たちでつくる」という考え方のもとで、自治会 の枠を超えて多様な主体が一体となって活動していくことが必要となっています。

そのため、市では地域自治の実現を目指し、小学校区単位を基本に地域の課題解決に向け活発な活動が展開されるように地域自ら自治を行う組織である「地区みらい会議」の設立等を進めています。

地域住民の合意に基づいた実践活動の積み重ねが、住民の支え合いと地域づくりを発展させます。 小学校区(団体・住民など)



第3節 環境の整備

情報の公開と共有

協働の基盤づくりは、市民等と市民等が、また市民等と行政がお互いに信頼できる関係を築くことから始まります。そのためには、まずお互いの情報をできるだけ公開し共有することが大切です。この際、個人に関する情報は、正当な理由なく公開されることのないように配慮します。

行政は、徹底した情報公開とわかりやすい情報提供を心がけます。また、市民等は団体運営や公益活動に関する情報を積極的に公開・提供し、多くの市民等の理解を深め、市民参加の促進と活動の拡大に努めます。

活動支援(物的・財政的・人的支援)

行政は、多様な主体が相互に交流するための活動拠点が確保できるよう公共施設の利用に関する情報を提供します。また、財政基盤の脆弱な団体にとっては活動資金の確保が必要です。行政にとっては、財政面での制約もありますが、団体の自立を阻害しないかたちでの支援制度等を研究します。

さらに、専門知識や経験、ノウハウを持った人材の育成に努めます。

中間支援組織の充実(ネットワーク機能・コーディネート機能)

協働を推進するためには、市民等と行政の、また市民等と市民等の橋渡し的な役割(中間支援機能)を担う組織の存在が重要です。

多様な主体が相互に連携し交流するネットワークの拠点としての機能、さらに課題解決を支援するための情報やノウハウの提供、団体相互の合意形成を進めるコーディネート機能を果たす市民活動センター等の中間支援組織の充実を図ります。

活動リスクの軽減

市民活動が活発になりその領域が広がれば、活動中の事故など賠償責任を問われるケースが出てくることも考えられます。市民が安心して活動できるように社会貢献活動を対象とした保険を周知するなど活動リスクの軽減に努めます。

制度的担保

協働のまちづくりを推進していくためには、施策の実施はもとより、協働の基盤となる市民等の主体的な地域まちづくりやコミュニティの形成、さらには自立的活動を推進し、支援するため自治基本条例を制定するなど体系的な制度づくりを進めます。



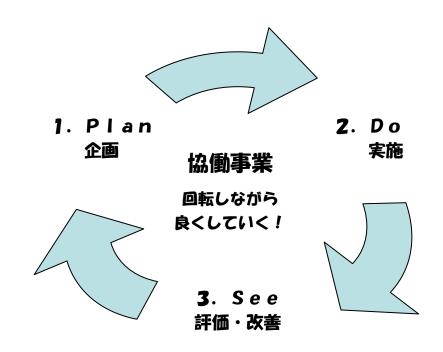
第3章 協働事業の実施

第1節 プロセス(手順)

協働を進める基本的なプロセスは、達成すべき目標、解決すべき課題を明確にして協働する双方が目標を達成し、課題を解決するための企画(いつまでに、どのようにして、予算は)を立案し、実行することです。

そして得られた結果を評価し、その結果に基づいて次の改善策を立てる。いわゆる P・D・S (PLAN 企画・DO 実施・SEE 評価、改善)のサイクルを回転させ、より良い 協働事業を実施していきます。

また、協働事業の信頼性を高めるため、企画段階から事業実施後の評価に至るまでのプロセスを情報公開し説明責任を果たします。



Plan 企画

企画段階からの協働

地域で課題解決に取り組む多様な主体が、できる限り企画段階から協働で知恵を 出し合い、柔軟で先駆的な発想のもと協働事業を企画します。

目的の共有

協働を行う多様な主体は、事業の目的や目標を共有します。

役割分担と責任の確認

協働によりお互いの特性を発揮しながら事業を実施するために、双方の考え方や 手法の違いなどを理解し、どのような役割分担のもとに相乗効果が期待できるか十 分協議します。事業目的はもとより、費用負担・責任等の分担や成果物の帰属、評 価の方法、協議により知り得た保護すべき情報への対応など、重要な項目について は協定書などにより確認を行います。

Do 実施

手法の種類として、後述する補助、共催、委託などがありますが、事業の目的や期待される効果、協働する相手の特性、双方の役割(主体性の発揮、責任の所在)などを総合的に判断して、ふさわしい手法を選択します。

See 評価・改善

事業実施後、協働事業の結果を評価し、その評価を公表します。 協働事業の評価により得られた意見を次の協働事業へ反映します。

第2節 協働の手法

協働事業を進めるにあたっては、事業の目的や内容、期待する効果など協働する相手の特性によって、どのような協働の手法が適切かなどを検討し、効率的で効果的な手法を選択します。

このルールでは、協働の手法別に次の6項目にまとめました。 資料1~4ページ 補助・助成・協替

協働相手の実施する公益事業について、お互いの課題や目的を共有した上で、 金銭などを協働相手に支援します。

市民等が独自に行う公益事業に対し、行政や企業と課題、目的を共有したうえで、行政や企業が市民等に金銭、技術などを支援する協働の形態です。

共催

市民等と行政、市民等と市民等が、事業主体となって1つの事業を共同で実施する形態です。

各主体が対等の立場で協議し、責任分担を明確にした上で実施します。

2 つ以上の事業主体が共に主催者となって協力して 事業を行う形態で、それぞれの技術や資源を 持ち寄り事業を企画実施することができます。

委託

協働相手の技術や専門性を活かして業務を依頼します。お互いに目的を共有で きる事業について意見交換し、役割を尊重しながら行います。

> 事業主体が直接実施するよりも他者に委ねて実施するほうが 効率的である場合にとる事業形態で、通常は、事業主体が事業 内容や計画などを決め、受託者は契約関係に沿って実施 します。事業経費は委託者が負担します。

(公の施設管理を行う指定管理者制度も含まれます。)

後援

協働相手の実施する公益事業について、お互いの課題や目的を共有した上で 名義の使用等を承認します。事業の実施責任や成果は実施団体に帰属します。

> 市民等が主催する公益事業に対して、行政等がその趣旨に 賛同し、事業を後押しします。

広報活動などにおける名義の使用を認めることで、活動 に対する社会的な信頼度が高まります。

事業協力

お互いの目標や役割分担、責任、経費分担などを取り決め、一定期間継続的な関係のもとで事業を協力して行います。

公園を整備するにあたり、市民等が計画段階から参加し、 行政と協働することにより、市民等の意向を反映した 利用しやすい個性豊かな公園となります。

その他

協働の主体・手法も多様な組み合わせがあり、既存の形態にとどまらず、事業 目的や内容などにあわせて柔軟に対応していきます。

> 実行委員会や協議会を構成し事業を実施する協働形態や、 市民等が地域の公園や河川等を自分の子どものように大切に考え 清掃美化活動などを行い、行政が必要な物品の支給などを 支援するアドプト(里親)制度などがあります。

第3節 協働の評価

事業終了後に、実施主体が「事業の評価」と「協働の評価」の2つの視点から評価 を行います。その評価結果は、次の協働事業や他の協働事業の参考として活用します。

評価の点検項目としては、次のようなものが考えられます。 資料5~6ページ

事業の評価

- ・ 事業の目的、目標は達成できたか
- ・ 経費は、適正であったか
- ・ 事業実施者が共に事業を通じて十分満足を得られたか
- ・ 今後の事業の推進に役立つ知識や技術を蓄積できたか

協働の評価

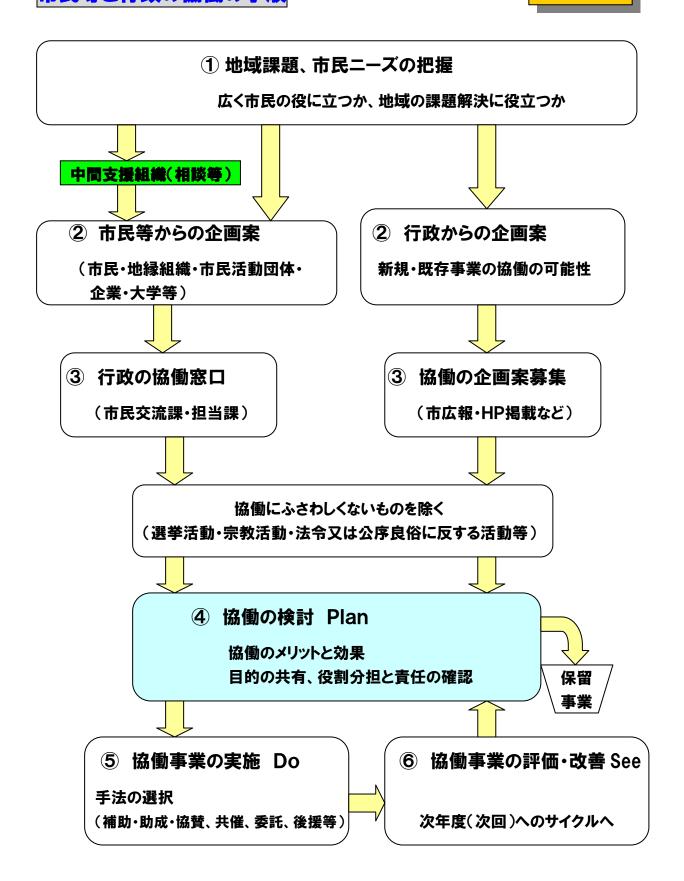
- ・ 基本原則を尊重して実施できたか (目的共有、対等、相互理解・補完性、公開・透明性、自主性の尊重
- ・ 協働の手法は適切であったか (補助・助成・協賛、共催、委託、後援、事業協力など)
- ・ 協働による事業効果があったか (市民満足度の向上、市民目線の行政、市民自治の推進、地域内連携の向上)

記入者	f (A): 記入者 (B) :			_		
※ 協	動を実施した双方 (A と B) が、それぞれがあて	はまるも	のに〇をつ	つけます			
段階	チェック項目		A	В			
	1. 事業の目的を明確にして、共有しましたか。	はい	いいえ	はい	いいえ		
	2. 事業の目標を明確にして、共有しましたか。	はい	いいえ	はい	いいえ		
	3. なぜ協働で行うのか、理由は明確 ですか。	はい	いいえ	はい	いいえ		
	4. 協働が開始された段階は次のうち どれですか。 ア・予算米作成前の企画段階から イ・予算決定後の企画段階から ウ・実施する段階から						
企画	 協働する相手を選ぶプロセスは明確かつ透明でしたか。 	はい	いいえ	はい	いいえ		
段階	6. 相手が発案当初から決まっている 場合						
	・幅広い視野で検討しましたか。	はい	いいえ	はい	いいえ		
	・選定基準は明確でしたか	はい	いいえ	はい	いいえ		
	・プロセスは透明でしたか	はい	いいえ	はい	いいえ		
	7. 事業の実施にふさわしい協働の手 法が検討されていますか。	はい	いいえ	はい	いいえ		
	8. 対等な関係を築くため、話し合い の場がもてましたか。	はい	いいえ	はい	いいえ		
	9. 事業計画・収支計画をともに作りま したか。	はい	いいえ	はい	いいえ		
	10. 事業において、お互いの特性を活か せる役割分担をしましたか。	はい	いいえ	はい	いいえ		

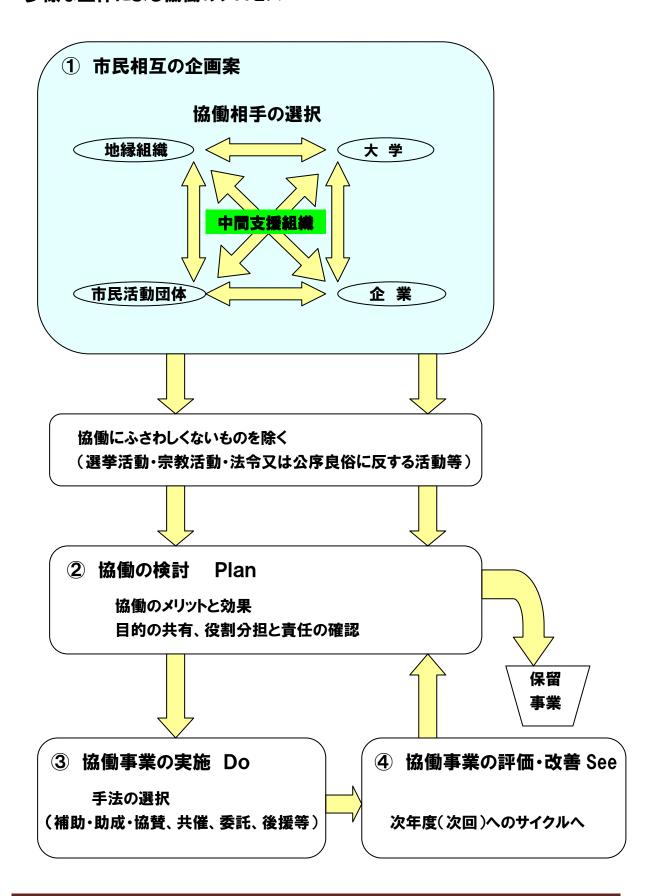
協働事業のチェックシート (例)



市民等と行政の協働の手順



多様な主体による協働のプロセス



第4章 協働の推進に向けて

第1節 協働の推進

このルールは、多様な主体による協働のまちづくりに向けた第一歩です。自分たちのまちは自分たちでつくるという市民主体のまちづくりの前進によって、市民満足度が向上し、住んでいて良かったと思えるまち、今後もずっと住み続けたいと思えるまち「伊勢市」となることが何より大切だと考えます。

今後、この協働の体制を一層推し進めるために、以下のことを行います。

人材の発掘と育成

協働事業を多分野で展開するには、地域の住民や各種団体等と積極的な交流と連携を図り、人材を発掘することが重要です。また、人材養成講座や研修会などを実施するほか、ボランティア登録制度の活用を図ります。

市民参加の促進

自主的活動や協働の取り組みへの関心を高めるため、イベントや研修会、ボラン ティア講習会などを開催し、市民の幅広い参加を促進します。

自主財源の確保

協働を進めるためには、県・市の補助金や助成財団の助成金を活用するほかに、 自主財源(会費、事業収益金、寄付金)の確保も必要となります。

情報の共有

市民等がまちづくりに積極的に参加するためには、市民等と行政、市民等と市民等がまちづくりに関する情報を共有し、同じ目線で議論したり、活動することが重要であり、行政からの情報発信はもとより市民相互の情報発信も必要です。

推進体制

(行政の推進体制)

全庁的に協働を推進する体制の構築を進めます。

また、職員研修の開催や市民活動担当窓口の充実を図ります。

(市民等と行政の推進体制)

市民等と行政が「協働のルール」に基づき、必要に応じて話し合いの場を設定し、協働を進めるうえでの議論を積み重ね、課題を解決していきます。

市民等と行政の協働をめぐる様々な課題を把握・分析し、より質の高い協働を 推進します。

(市民等と市民等の推進体制)

市民等が単独では取り組むことが難しい課題を地域内や市民等と市民等の協働によって解決できるよう、協働の手法と実施による効果等を広めていきます。